

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布による。

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(業の許可)</p> <p>第47条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 市長は、前2項に規定する許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次に掲げる者に該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに</u>該当する者 イ及びウ ……略……</p> <p>4及び5 ……略……</p>	<p>(業の許可)</p> <p>第47条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 市長は、前2項に規定する許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次に掲げる者に該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第7条第5項第4号イからヌまでの一に</u>該当する者 イ及びウ ……略……</p> <p>4及び5 ……略……</p>
<p>(許可証の譲渡等の禁止等)</p>	<p>(許可証の譲渡等の禁止等)</p>
<p>第54条 ……略……</p> <p>2 浄化槽清掃業者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(罰則)</p>	<p>第54条 ……略……</p> <p>2 浄化槽清掃業者は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合においては、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(罰則)</p>
<p>第63条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p>	<p>第63条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p>
<p>第64条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、30,000円以下の罰金又</p>	<p>第64条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、30,000円以下の罰金又は科料</p>

は科料に処する。 (1)及び(2) ……略……	に処する。 (1)及び(2) ……略……
----------------------------	-------------------------

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。